

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 7 年 7 月 22 日（諮問第 87 号）

答申日：令和 8 年 3 月 9 日（答申第 87 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

北九州市長が行った不開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った令和 7 年 3 月 27 日付け北九都市
観観第 590 号による保有個人情報不開示決定処分（以下「本件処分」という。）
について、不存在との回答の撤回を求め、請求者の個人情報の開示を請求する。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

(1) 北九州市と指定管理者との間で締結された「北九州市小倉城・小倉城庭園及び
北九州市立勝山公園・北九州市立あさの汐風公園の管理運営に関する基本協定書」
第 14 条（第三者による実施）には、次の規定がある。

① 乙は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせては
ならない。

② 乙は、第三者に本業務の一部を委託し、又は請け負わせる場合は、事前に甲
の承諾を受けるものとする。

また、同協定書第 7 条（本業務の範囲）では、次の業務を「本業務」と定義し
ている。

- (1) 管理施設の運営に関する業務
- (2) 管理施設の使用許可に関する業務
- (3) 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (4) 管理施設等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

これらの規定により、しろテラスの運営や維持管理に関する業務を第三者に委
託する場合には、北九州市（甲）の事前承諾が必要であると解される。

(2) 指定管理者「一般社団法人まちはチームだ」は、審査請求人との間に委託契約
が存在していると主張しており、その契約内容は次のとおりである。

- ・しろテラスリニューアル全般に関する業務

- ・新規取引先開拓・契約業務
- ・仕入価格の最適化
- ・店舗の業務フロー改善（発注～仕入～陳列等）
- ・関連マニュアル等の作成
- ・打合せ、企画、リサーチ、書類作成、報告等業務

上記のとおり、当該業務は本業務の一部に該当するものであり、第三者（審査請求人）への委託には市の事前承諾が必要であったと解される。

にもかかわらず、北九州市は、審査請求人による「当該事前承諾に関する文書の開示請求」に対し、「作成も取得もしていないため、保有していない」と回答している。

このことは、①実際に市が承諾を与えていないにもかかわらず違法な再委託が行われた可能性、あるいは②承諾を与えていたにもかかわらず記録を適切に保存・管理していない可能性、のいずれかを示しており、いずれにせよ本件「不存決定」は不当である。

第 3 処分庁の主張

1 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 令和 7 年 3 月 1 4 日、審査請求人から本件処分に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）があった。

本件開示請求においては、請求の対象となる文書（以下「本件請求対象文書」という。）として、下記の記載があった。

令和 5 年 5 月から 1 1 月の間に、指定管理者が請求人に対して業務の一部を委託することの事前承諾に関する文書すべて。（小倉城の管理運営に関する基本協定書（第三者による実施）第 1 4 条の 2、3 に基づく文書）

- (2) 令和 7 年 3 月 2 7 日、処分庁は、上記本件請求対象文書については、作成も取得もしていないため保有していないとの決定処分（本件処分）を行った。
- (3) 本件処分において不存とした情報は、本件請求対象文書については、保有していないため存在しない。

審査請求人の主張は、業務の一部を委託することの事前承諾に関する文書が開示されなかったことから処分庁の業務上の違法行為が推測されるというものである。

しかし、本件審査請求は、保有個人情報の不開示決定を内容とする本件処分の違法性を判断する場であって、処分庁の業務内容の違法性の適否を審理する場ではない。

- (4) 処分庁としては、指定管理者より指定管理業務の一部を審査請求人に対して再委託したとする申請がないので、業務の一部を委託した事実はないと判断している。そのため、そのような文書を取得もしておらず、物理的に保有をしていない。

2 結論

本件審査請求の対象文書は、保有していないため存在しないことから、審査庁においては、本件審査請求を棄却されたい。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 7 年 7 月 22 日 諮問の受付
- ② 令和 7 年 10 月 6 日 審議
- ③ 令和 7 年 12 月 22 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 8 年 2 月 25 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の不開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

1 本件保有個人情報の保有の有無について

- (1) 本件開示請求に係る保有個人情報は、「令和 5 年 5 月から 11 月の間に、指定管理者が請求人に対して業務の一部を委託することの事前承諾に関する文書すべて。(小倉城の管理運営に関する基本協定書(第三者による実施)第 14 条の 2、3 に基づく文書)」である。
- (2) 本件の争点は、保有個人情報の存否、つまり、処分庁が再委託の事前承諾に関する書類を指定管理者から取得し、保有しているか否かである。

審査請求人は、北九州市と指定管理者との間で締結された小倉城の管理運営に関する基本協定書の規定等を根拠として、実際に市が承諾を与えていないにもかかわらず違法な再委託が行われた可能性、あるいは、承諾を与えていたにもかかわらず記録を適切に保存・管理していない可能性があり、不開示決定は不当である旨主張している。

これに対し、処分庁は、指定管理者からは再委託に関する申請はなく、業務の一部を委託した事実はないことから不存在である旨主張している。

- (3) 当審査会が処分庁に確認したところ、指定管理者と審査請求人との関係については、指定管理者が再委託ではないと認識していることを処分庁において確認しており、そのため当該再委託の申請はなく、書類も提出されていないとのことであった。

指定管理者と審査請求人との関係が、法的に委託であるか否かの判断は司法等において行われるべきであり、当審査会の審査するところではないが、いずれにせよ、指定管理者が再委託ではないと認識している以上、本件請求対象文書が指定管理者から処分庁に提出されていることはおよそ想定できないというべきであり、他に本件請求対象文書について、処分庁が保有していることがうかがえる事情も存しない以上、当審査会としては、審査請求人が請求する本件保有個人情報について、原処分が不存在を理由に不開示と決定したことは妥当と判断する。

2 審査請求人の主張について

当審査会は、個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求について、審査庁から諮問を受けて事案の調査審議を行った上で答申を行うこととされており、ここでいう具体的な審議内容は、保有個人情報の開示又は不開示の適否についてである。

審査請求人は、指定管理者との間に委託契約があり、その委託契約が再委託にあたる旨を主張しているが、再委託に当たるかどうか及びその違法性については、当審査会の審議対象ではないことを改めて申し添える。

3 まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第1のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 西 子
委員	神 原 ゆうこ
委員	川 島 悠 子